

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 3 回 所沢市地域公共交通協議会 運賃協議部会
開 催 日 時	令和 7 年 11 月 7 日(金) 午後 3 時 45 分から 4 時 00 分まで
開 催 場 所	所沢市上下水道庁舎 3 階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	須田 静男、霜村 益久、川村 英輝、遠藤 弘樹
欠 席 者	なし
議 題	(1)道路運送法第 9 条第 4 項の運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について (2) 柳瀬地区・富岡地区ところワゴンの本格運行に伴う運賃について
会 議 資 料	・道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会を要しない場合の目安となる考え方について【令和 7 年 6 月 3 0 日付け事務連絡】 ・道路運送法第 9 条第 5 項に基づき提出された意見（運賃協議会の開催を要しない軽微な事案の設定について）（資料 1） ・道路運送法第 9 条第 5 項に基づき提出された意見（柳瀬地区・富岡地区ところワゴンの運賃について）（資料 2） ・運賃表
担 当 部 課 名	都市計画課：増子課長、村田室長、児玉主査、松田主任 【事務局】：街づくり計画部 都市計画課 電話 04-2998-9192

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	1 開会 会議成立の報告(出席者 4 名) 所沢市地域公共交通協議会条例第 9 条第 4 項及び同条第 5 項の規定により、遠藤委員が議長となり進行 ・会議は公開 ・傍聴者：3 人
	2 議事 (1) 道路運送法第 9 条第 4 項の運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について
事務局	※事務連絡及び資料 1 をもとに、事務局案及び道路運送法第 9 条第 5 項に基づき提出された意見に対する市の考えを説明。
部会長	軽微な事案の設定について、委員から何か意見・質問はあるか。
各委員	事務局案のとおりで異議なし。
部会長	・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも運賃額に変更がない場合 ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合 ・新たな決済手段を追加する場合 を、運賃協議会の開催を要しない軽微な事案とする。
	(2) 柳瀬地区・富岡地区ところワゴンの本格運行に伴う運賃について
事務局	※運賃表及び資料 2 をもとに、事務局案及び道路運送法第 9 条第 5 項に基づき提出された意見に対する市の考えを説明。
部会長	柳瀬地区と富岡地区のところワゴンの運賃について、委員から何か意見・質問はあるか。

各委員	事務局案のとおりで異議なし。
部会長	事務局案のとおり、協議が調った旨の証明書を発行する。 以上で議事を終了する。 3 閉会